

件名：【新型コロナウイルス】マドリード州における新たな規制措置等について

●○○●●新規事項●○○●●

1 本日（10月1日）、保健省は、一定条件を満たす市において適用される新たな規制措置について官報に掲載しましたので、具体的な内容について、以下のとおりお知らせいたします。本措置は各州・各自治都市による施行をもって対象地区に適用されますが、現在、マドリード州が本措置の法的正当性を争っており、同州での発効日時が不明な状況です。確定次第、改めてお知らせいたします。

上記が施行された場合、対象となる市は全てマドリード州内にあり、具体的には以下の市になります。

マドリード市、アルカラ・デ・エルナレス市、アルコベンダス市、アルコルコン市、フエンラブラダ市、ヘタフェ市、レガネス市、トレホン・デ・アルドス市、モストレス市、パルラ市  
※マドリード州内のお住まいの地区の感染状況及び対象地区に含まれるかについて、以下リンクのスペイン国営放送作成のマップにて確認できますので、ご参照ください。

<https://www.rtve.es/noticias/20200930/mapa-diez-localidades-restricciones-tras-consejo-interterritorial/2043417.shtml>

（1）義務的措置

ア 移動制限

通院、労働（出勤）、登校、帰宅、介護、金融機関への移動、司法手続、各種行政手続、各種試験、その他必要不可欠な事由がある場合や上記と同様の事由がある場合を除いて、各地区への出入りを制限する。制限地区の車での通過は許容される。制限地区内での住民の移動は許容されるが、必要不可欠な移動のみが推奨される。

イ 会合

私的会合の人数は公的・私的空間を問わず、最大6名までに制限。同居人同士の会合、仕事の会合及び公的機関の会合には適用されない（※本措置についてはすでにマドリード州全土で施行されている）。

ウ 宗教施設の使用率を定員の3分の1に制限。対人距離は常に1.5メートル以上の距離を保つ。

エ 通夜会場は、屋外の場合は15名、閉鎖空間では10名までに制限。

オ 埋葬・火葬会場は、親族15名までに制限。

#### カ 商業施設等

- 使用率は定員の50%に制限。
- 必要不可欠な施設を除き、営業時間は22時まで。

#### キ 飲食店等

- 店内の使用率は定員の50%に制限、屋外の使用率は60%の制限。
- 1つのテーブルにおける人数は最大6人まで。
- バーカウンターの利用禁止。
- テーブルと他のテーブルのいす同士の間隔は1.5メートル以上とする。
- 22時以降の入店は禁止、宅配サービスの店を除き、23時以降の営業禁止。

#### ク 自動車学校や塾などの私的教育施設

- 使用率は50%に制限。

#### ケ スポーツ施設

- 屋外・室内問わず、使用率は定員の50%に制限。
- 1グループ6人までに制限。

#### (2) 推奨的措置

- 制限地区内での不必要な移動は避ける。

(ご参考：官報のHPリンク)

<https://www.boe.es/boe/dias/2020/10/01/pdfs/BOE-A-2020-11590.pdf>

## 2 ス페인国内における新型コロナウイルス感染症拡大状況について

スペインにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生状況等については、以下のスペイン保健省HPをご参照ください。

<https://www.mscbs.gob.es/profesionales/saludPublica/ccayes/alertasActual/nCov-China/situacionActual.htm>

### ●●●●●注意事項一般●●●●●

#### 1 コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応

(1) スペイン保健省の指針では、発熱や咳、呼吸困難といった呼吸器系の症状が発生した場合は、自宅又は滞在先に待機し、他者との距離を約2メートル以上保ち、濃厚接触を避けるとともに、電話（基本的には112）により医療機関に連絡し、旅行歴及び症状を伝えて診断を

受けることが求められております。

(2) 各州政府によってはコロナウイルス専用のホットラインを設けている州もあります  
すところ以下の連絡先一覧をご確認頂き、医療機関へご連絡頂けますと幸いです。

(在スペイン大使館 HP：各州相談連絡先一覧 URL)

<https://www.es.emb-japan.go.jp/files/100022350.pdf>

(3) 日本の厚生労働省より「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合、家庭内でご  
注意いただきたいこと～8つのポイント～」として以下のとおり注意ポイントを紹介してあり  
ますところ、当館からもご紹介いたします。

【8つのポイント】

- ・部屋を分けましょう
- ・感染者のお世話はできるだけ限られた方で。
- ・マスクをつけましょう。
- ・こまめに手を洗いましょう。
- ・換気をしましょう。
- ・手で触れる共有部分を消毒しましょう。
- ・汚れたりネン、衣服を洗濯しましょう。
- ・ゴミは密閉して捨てましょう。

(日本の厚生労働省参考 URL)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

## 2 ご帰国に際しての参考情報

### ■水際対策の抜本的強化に関するQ&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_ga\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_ga_kanrenkigyuu_00001.html)

### ■日本の主要国際空港での検査について

(成田空港、羽田空港及び関西空港については、これまでの PCR 検査から唾液による抗原検査に変更されています。詳しくは、以下の HP をご覧ください。)

【成田空港】

[https://www.forth.go.jp/keneki/narita/soumu/pdf/202008\\_kensa-nagare.pdf](https://www.forth.go.jp/keneki/narita/soumu/pdf/202008_kensa-nagare.pdf)

【羽田空港】

<https://www.forth.go.jp/keneki/tokyo/access/200714-01.pdf>

【関西空港】

<https://www.forth.go.jp/keneki/kanku/kansaikokusaikuukounigotoutyakusaretaminasamahe.pdf>

■検査結果が出るまで、原則、空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で、待機すること

\*到着から検査結果が判明して入国するまでの所要時間は、状況にもよりますが数時間～2日程度（成田・羽田・関西空港は、検査方法の変更により、概ね2～3時間程度に短縮されています。）

●大使館連絡先等

1 外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

2 在スペイン日本国大使館

電話: +(34)-91-590-7600（代表）

ホームページ：[https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

3 在ラスパルマス領事事務所

電話：+(34)-928-244-012

ホームページ：[https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000042.html](https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000042.html)

4 在バルセロナ日本国総領事館

電話：+(34)-93-280-3433

ホームページ：[http://www.barcelona.es.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.barcelona.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。